

令和3年度行政評価(補助金等の見直し)「旭川浴場組合活性化事業費補助金」について

1 補助の対象となる浴場

- ・公衆浴場には「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」があります。
- ・「一般公衆浴場」は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)により入浴料金が統制されます。一般的には「銭湯」と呼ばれ、本市の条例では「普通浴場」と定義しており、補助の対象となります。
- ・「その他の公衆浴場」は、「普通浴場」以外をいい、健康ランドやスーパー銭湯などが該当します。

2 組合加入普通浴場数・1日の平均入浴客数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
浴場数(軒)	27	25	22	22	22	22	20	18	18	15
入浴客数(人) (1軒当たり)	71.2	70.3	71.5	73.3	70.3	67.7	63.4	65.0	65.7	69.9
入浴客数(人) (市内全体)	1,922	1,758	1,573	1,613	1,547	1,489	1,268	1,170	1,183	1,049

3 補助金額の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
補助金額(千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	1,863	1,300	1,000	800	800	700

4 スタンプラリー参加者数(毎年8月～10月実施)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
参加者数(人)	148	164	154	144	138	156	206	246	164	155